



Title	法助動詞の主体化から見た CAN の特異性について
Author(s)	田村, 幸誠
Citation	Osaka Literary Review. 1997, 35, p. 16-26
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/25363">https://doi.org/10.18910/25363</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 法助動詞の主体化から見た CAN の 特異性について

田 村 幸 誠

## 1. 序

法助動詞がかつては本動詞であったことは知られている。しかし現在では形式的に文法化され、本動詞とは異なった1つのカテゴリーをなしている。また文法化されることは意味の主観化を伴うとされる (Traugott (1996))。法助動詞も例外ではないが、その中で *can* は3節で考察するように動詞的な意味を強く残した語である。本稿ではこの *can* の形式的特性と意味的特性のズレの問題を、Langacker (1990, 1991) において示された主体化(subjectification)<sup>1</sup> 及びグラウンディング表現 (grounding predication) の考え方を用いて考察してみたい。まず次節で Langacker の法助動詞の主体化の考えを概観し、3節でその考え方から見た *can* の特異性について考察する。

## 2. Langacker (1990, 1991)

Langackerによれば、法助動詞は形式的に文法化され、そして時制要素と同じく、過程を定形化するグラウンディング表現として働く。グラウンディング表現となった現在の用法では、本動詞時代と異なり必ず定形で現れ、\*to may や \*maying、\*mayen のように不定詞や、分詞としては機能しないという法助動詞の特徴がでてくる。この発達の歴史を Langacker は過程(process)を引き起こす潜在力(potency)の主体化によるものであると考え、次頁上図(a)から(c)への変化であると見なす。

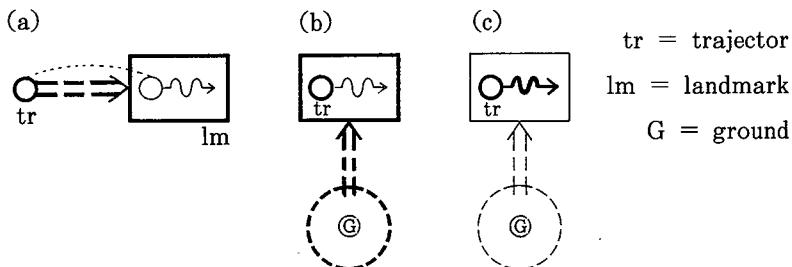


図 Langacker (1991: 270)

主体化とは、もともと客体的に解釈されていたものがより主体的な解釈を受けるという意味的拡張を指す。

法助動詞は OE の時代は本動詞であり現在の want と同じ意味構造をもっていたと考えられる（図 a）。<sup>2</sup> この want 型の意味構造の特徴は、潜在力が文全体のトラジェクター(tr)の位置にあり、言語的にも明示され、客体的に解釈されるという点にある。またこの構造は、二重点線矢印で示したように実際に過程が起こる見込みについて述べたものではなく、適切な条件が整えば文全体のトラジェクターがランドマーク(lm)の過程を引き起こす潜在力を有していることを表している。例えば、Tom wants to swim. という文で考えると、Tom は want の主語であり、意味的には swim の主語でもある。そして “Tom-swim” という過程を引き起こす潜在力は客体的に解釈される主語 Tom (文全体の tr) にある。この図 (a) の構造から潜在力はより主体的に解釈された中間段階の図 (b) を経て、最終的に言語的に明示されない、グラウンディング表現としての図 (c) の構造に至ったと考ええる。

図 (c) では過程を引き起こす潜在力が客体的に解釈される主語にあるのではなく、より主体的に解釈される何らかの参照点に置かれていることが示されている（デフォルト値としては G）。その結果、潜在力はプロファイルされていない。具体例として次の文を見てみよう。

- (1) a. You *may* go there.

- b. I *permit* you to go there.

may も permit も「許可」の意味を持つとされるが、「許可」という潜在力を与える存在が（1b）の本動詞の permit の場合 I という形で明示されているのに対して、（1a）の主体化された may の場合、それは明示されていない。通常、話者が許可を与えたと考えられるが、他人の許可を話者が伝えていると考えることもできる。しかし、いずれの場合も “you-go-there” という過程を引き起こす許可を与えた存在が言語的に明示されておらず、主体的に解釈されているといえる。

(1a) の例は、根源的意味の例であるが、認識的意味の場合、根源的意味と同じ文法化された形式を用いるが潜在力は更に主体的に解釈され、話者が過程の実際に起こる見込みの査定 (assessment) をするという意味しか持たないことになる。上でも述べたように、主体化とは本動詞時代には顕在的に現れていた潜在力が、主体的に解釈され薄れしていくことを意味する。従って認識的意味の場合、それがもっとも希薄となった形で解釈され、話者が直面している現実の進展が潜在力になると Langacker は考える。具体例として次の文があげられる。

- (2) This *may* turn out to be the comet of the century.

(*Newsweek*, April 1, 1996)

this は百武彗星を指している。話者が現在の状況から判断してこの彗星が 20世紀を代表する彗星になる可能性があるという査定を行っている。つまり、現実が進展していくばそのように考えられる日が来る可能性があることを示唆している。

以上簡単ではあるが Langacker の主体化の考え方を概観した。

### 3. CAN の特異性について

can が他の法助動詞と同様にグラウンディング表現として機能している

ことは間違いないといえる。この事は形式的に can が不定詞として \*to can になったり、分詞として \*canning や \*canned になり得ず、また他の法助動詞と共に起せず、必ず定形で現れるということから明らかである。しかし、意味を中心に考えた場合、can の「能力」や「可能性」の意味は法性をあらわすものとして扱われない場合がある。その理由として、can は話者の何らかの心的態度や主体的に解釈される意味を表すというよりもむしろ主語の性質の記述を表すという動詞的な意味が強いからだと考えられる。法助動詞の主体化は潜在力の薄れに関係すると上で述べたが、このことと照らし合わせながら can の意味の特異性について考えていく。

### 3.1 「能力」と「可能性」

一般に、can には 「能力」、「可能性」、「許可」の意味があるとされるが、 「能力」と「可能性」の意味から考察する。

以下は代表的な例である。



(3a)-(3c) は「能力」の意味を (3d)-(3e) は「可能性」の意味を表していると考えられる。まず「能力」の意味の場合、いずれの場合も文以外のところから過程を引き起こす何らかの力（潜在力）が働いているとは思えない。話者の直面する現実が文に示された過程を未来に引き起こす可能性がある、と話者が認識的意味で捉えているものでもない。これらは主語に内在する性

質の記述であり、適切な条件が整えばいつでも主語が過程を起こす能力があるということを示しているものである。過程を引き起こす潜在力は主語にあるといえる。従って、「能力」の意味の場合は、前節の図(a)の構造をとっていると考えられる。

同じことが「可能性」の意味の場合にもいえる。この場合も主語の内在的な性質の記述であり、外的な何らかの潜在力が働いているとは考えられない。また *may* の表す認識的な「可能性」とも違い、文に示された過程が話者の直面する現実が進展して起こる可能性があると述べたものでもない。<sup>3</sup> 基本的には「能力」の場合と同様に、適切な条件が整えば主語が文に示された過程を引き起こす性質を持つということを述べた文である。潜在力は主語に示されていると考えられ、この場合も図(a)の構造をとるといえる。以上のことから、「能力」も「可能性」も基本的には同じ意味構造を持っており、*can* はグラウンディング表現という他の法助動詞と同じ機能をもつ一方で、主語に明確に潜在力が示されるという動詞的意味も持っているということになる。

しかし一方で、can はグラウンドィング表現として機能するという他の法助動詞と同じ特性から、同じ「能力」や「可能性」の意味を表す be able to とは異なり、主語選択の制限はない。

- (4) a. There *can* be only one explanation.  
       b. \* There *is able to* be only one explanation. (Klinge 1993)

(5) a. It *can* be very cold in Stockholm. (*ibid*)  
       b. \* It *is able to* be very cold in Stockholm.

(4)、(5) の場合、潜在力の位置は、(3) に示した場合と違い明確に主語に示されているとは言い難い。Bybee et al. (1994: 197-98) では、*there* や *it* のような虚辞と共に起した場合の *can* は認識的意味を持ち合わせていると述べている。つまり、*can* の意味がある程度主体的に解釈されていること

を意味している。だが、この場合も他の法助動詞に見られるように完全に認識的意味を獲得しているとはいえない。その例として次の文を考えてみる。

- (6) a. It *can* be cold in Stockholm.

- b. Stockholm *has the potential* of being cold.

(Bolinger 1989, 柏野 1993a: 204)

- (7) There \**can/may/will* be a strike next week.<sup>4</sup>

Bolinger と柏野は (6a) は (6b) に書き換えられるとしている。このことから言えることは (5) も (6) も基本的には Stockholm という場所の性質の一般的な記述であり、特定の過程が未来に実際起こり得るかどうかを問題にした記述ではないということである。また (7) は next week という副詞がつくことでストライキが実際に未来に起こり得るかどうかという意味合いが生じ、そしてこの場合 can は不適切となる。また、認識的意味を持たない端的な例として (8) があげられる。

- (8) The pound \**can/may/will* be devalued soon.<sup>5</sup>

soon がなければ can は容認可能なのだが、「まもなく起こる」ということから特定の過程を指し、can は適さなくなる。以上のことから特定の過程が現実の進展の結果起こり得るかどうかという話者の認識的・主体的な判断を表すほど can は法助動詞としての意味を発達させていないといえる。

「能力」という意味は基本的に有生なものに内在する1つの性質を表す言葉であると考えられる。他のものがあるものに対して「能力」を与えるというのは通常考えられない。その点が「許可」や「義務」といった他の法助動詞が表す意味と決定的に違う点である。また「可能性」の意味の場合でも、外的な潜在力、あるいは、現実の進展の結果何らかの過程が起こるということを示すものでもない。その点において、may の表す「可能性」の意味とは異なり、can が完全に主体的に解釈されているとみなすことはできない。

### 3.2 「許可」

2節で、*permit* の場合は「許可」を与える潜在力が明示されているのに対して、*may* は明示されず主体的に解釈されることをみた。では *can* の場合はどうであろうか。

(9) Even though this is my rock you *can* use it sometimes.

(Palmer 1990: 71)

(10) You *may* have a cookie after dinner.

Sweetser (1990: 53) は *may* の「許可」よりも *can* の「許可」の方が丁寧であるとしているが、この丁寧さの原因に関して3.1で分析したことがここでも当てはまる。(10) の*may* の場合は子供が母親にクッキーを食べたいとねだったところ、「夕食の後で」と母親が答えたものである。この場合、子供 (you) が食べるという過程を起こしたくても、起こせないことを示している。つまり主語が自発的に過程を引き起こすことはできない。一方、(9) の *can* の場合は「許可」を与えられている点では同じであるが、過程を起す、起こさないの自由が主語 (you) の側に残されている。主語の側に過程を起す選択があるかどうかで両者は大きく異なっている。もちろん、人のものを勝手に使うわけにはいかないので、主語に過程を引き起こす潜在力が完全に残されているとは言い切れないが、*may* に比べれば強く残っているといえる。すなわち *can* は、主体化が進んだと考えられる「許可」の意味の場合でも、「能力」・「可能性」の場合に見られた動詞の意味構造を強く残していることがわかる。

実際、下の (11)、(12) が示すように、*can* の「能力」・「可能性」・「許可」の意味は簡単に区別できるものではない。*must* の「義務」と「必然性」、*may* の「許可」と「可能性」の場合のようにはっきりと多義的に現れてくるものではない。3つの意味は、相互排他的ではなく、Coates (1983: 16) がいうように融合 (merge) していると考えるべきであろう。

- (11) You *can* change the rule at will. (S. Terkel, *American Dream*)  
 (12) You *can* board an express in Tokyo, called Odoriko, and will  
 be in Shuzenji in about two hours.

(*The Japan Times*, May 31, 1995)

### 3.3 must との関係

*can* は「可能性」の意味を持つことから、これまで同じ意味を持つ *may* との比較で論じられることが多かった (Bolinger 1989, 柏野 1993b)。しかし、主体化の発達の観点から *must* と比較すると興味深い点が現れてくる。

2 節で法助動詞の主体化において、認識的意味の方が根源的意味よりも、より主体的に解釈されることを考察した。Langacker (1990, 1991: 279) は、認識的意味を更に未来の過程を査定するものと現在の過程を査定するものとの 2 つに分け、後者の方が更に一層、主体的解釈が進んだものと考える。理由は前者が未来に過程が起こる (*happen*) 事の査定に関するものであるのに対して、後者は、現実には起こっていることの査定であり、話者にとっての現実 (*known reality*) が進展してその過程が事実であるかどうかを確かめる (*prove to be the case*) ものとなるからである。つまり、その査定が完全に話者の領域に納まるものだからである。

- (13) a. You *must* be tired. (Langacker 1990)  
 b. He *may* be finished by now. (*ibid*)  
 c. This *may* turn out to be the comet of the century.  
 (=2))  
 d. \* The plane *must* land in a few minutes. (Rivire 1981)

(13a, b) は現在の過程に対する認識的意味であり、(13c, d) は未来の過程に対する認識的意味である。(13a, b) においては、それぞれ “you-be-tired”、“he-be-finished” という過程が話者の直面していない現実でもうすでに起こっていると考えられ、その見込みに関して話者が査定していると

考えられる。(13a) と (13c) から *may* は未来の場合でも、現在の場合でも、両方の場合の査定に用いることができるといえる。しかし、*must* は現在の場合の査定のみで、(13d) に示されているように未来の場合の査定には用いることができない (Langacker 1991: 278)。

「本動詞→根源的法助動詞→未来の認識的法助動詞→現在の認識的法助動詞」という主体化の発達において、認識的意味の *must* はもっとも主体化が進んだ法助動詞であるといえる。3.1 節で *can* が本動詞的意味を強く残す法助動詞であることを考察したが、*can* と *must* は主体化の発達のスケールにおいて両極の位置を占めているといえる。そして両者は種類の異なる非常に高い可能性を表す。*can* は適切な条件が整えば主語が確実に過程を起こす高い可能性であり、*must* は過程がほぼ確実に話者にとって事実となる高い可能性である。

(14) There \* *can/may/will*/\* *must* be a strike next week.

(15) It \* *can/may/will*/\* *must* rain later.

(14) と (15) において、どちらの場合も *can* と *must* は容認されない。しかし容認されない理由が両者の場合異なる。*can* の場合、3.1 節で考察したように、特定の過程の見込みを査定するという法助動詞の主体的な意味を持っていないからであり、*must* の場合、査定はするのだが、話者にとっての現実となりえるかどうかの最も主体的な査定をするのであり、過程が未来に起こりえるかどうかの査定には用いられないからである。

#### 4. 結 語

本稿では Langacker (1990, 1991) の主体化の考えに基づきながら、*can* の特異性について考察してきた。*can* はグラウンディング表現として機能するという法助動詞の必要条件は満たしているが、意味的には潜在力が文内に或程度明確な形で残されているという動詞的な意味を強く持つ語であり、

主体化のあまり進んでいない語であるということが示された。形式的に現れてくる特性と意味的特性の間に発達のずれがあるといえる。Traugott (1996)において形式的に主観化されたものは更に主観性の意味を増していくという記述がある。Coates (1995) は、米語において近年、*can* の認識的用法が発達してきていると報告しているが、<sup>6</sup> *can* は、Traugott の示唆が共時的に観察できる好例である。*can* は主体化が遅れているぶん、法助動詞のダイナミックな意味変化を共時的に観察することができるいい素材であるからである。今後の課題としては、主体化のスケールから見れば、他の法助動詞がどのように位置づけられ、互いに関係づけられるのかを明らかにしていく必要がある。

\*最後になるが、本稿執筆にあたり熱心に指導してくださいました河上誓作先生、大庭幸男先生、認知文法の勉強会で様々な示唆を与えてくれた大学院の方々に心から感謝の意を表したい。

## 注

- 1 「主観化」、「主体化」はどちらも “subjectification” の訳であるが、Langacker (1990, 1991) の意味で用いる場合、「主体化」と訳した。
- 2 Langacker (1991: 269) は *can* の元々の意味を “its subject has the knowledge or mental ability to do something” だとしている。
- 3 Leech (1987: 81) では *can* の「可能性」を “theoretical possibility”、*may* の「可能性」を “factual possibility” とよんで区別している。
- 4 柏野 (1995) の例文に筆者が *may*, *will* を加えたものである。
- 5 柏野 (1993a) の例文に筆者が *may*, *will* を加えたものである。
- 6 Coates (1995) の挙げている例：[w]e hope this coding system can be useful [to other linguists working in the field]。

注 4 と 5 を含み本稿の例文の容認性の判断は、インフォーマントとして Michael T. Wescoat 先生にご協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

### 主要参考文献

- Bolinger, D. (1989) "Extrinsic possibility and intrinsic potentiality," *Journal of Pragmatics* 13, 1-23.
- Bybee, J., R. Perkins., W. Pagliuca. (1994) *The Evolution of Grammar*, Chicago／London: The University of Chicago Press.
- Coates, J. (1983) *The Semantics of the Modal Auxiliaries*, London: Croom Helm.
- Coates, J. (1995) "The Expression of Root and Epistemic Possibility in English," in J. Bybee & S. Fleischman (eds.), *Modality in Grammar and Discourse*, 55-64. Amsterdam／Philadelphia: John Benjamins.
- 柏野健次. (1993a)『意味論から見た語法』 東京：研究社.
- 柏野健次. (1993b)「可能性を表す can と may」『英語青年』第139巻 第7号 342-43.
- 柏野健次. (1995)「肯定文における epistemic can」『英語青年』第141巻 第8号, 56.
- Klinge, A. (1993) "The English Modal Auxiliaries: From Lexical Semantics to Utterance Interpretation," *Journal of Linguistics* 29, 315-57.
- Langacker, R. W. (1990) "Subjectification," *Cognitive Linguistics* 1, 5-38.
- Langacker, R. W. (1991) *Foundations of Cognitive Grammar 2: Descriptive Application*, Stanford: Stanford University Press.
- Leech, G. N. (1987) *Meaning and the English Verb*. London: Longmam.
- 中右実. (1994)『認知意味論の原理』東京：大修館書店.
- Palmer, F. R. (1990) *Modality and the English Modals*. London: Longman.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech & J. Svartvik. (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, London: Longman.
- Rivière, C. (1981) "Is 'should' a weaker 'must'?" *Journal of Linguistics* 17, 179-95.
- Swan, M. (1980) *Practical English Usage*, Oxford: Oxford University Press.
- Sweetser, E. (1990) *From Etymology to Pragmatics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Talmy, L. (1985) "Force Dynamics in Language and Thought," *CLS* 21, 293-337.
- Traugott, E. C. (1996) "Subjectification in grammaticalisation," in D. Stein & S. Wright (eds.), *Subjectivity and Subjectivisation*, Cambridge: Cambridge University Press.